

第48回世界遺産委員会について（概要）

1. 開催概要

期 間：2026年7月19日～7月29日

会 場：釜山（韓国）

議長国：韓国

2. 主な審議結果

（1）世界遺産一覧表への記載に係る審査 ※資産名称についてはいずれも仮訳

- 推薦書提出資産のうち3件（「ゼルゼヴァン城とミトラ神殿」（トルコ）など）が取り下げられた。このため33件について審議され、25件（文化遺産19件、複合遺産1件、自然遺産5件）を新たに記載、既登録の資産のうち1件について評価基準を変更、2件について拡張することが決定された。
- この結果、世界遺産は総計1,273件（文化遺産991件、複合遺産42件、自然遺産240件）となった。
- 我が国から推薦した「飛鳥・藤原の宮都」については、事前に諮問機関（イコモス）より勧告された通り、世界遺産一覧表への記載がなされた。
- また、緊急推薦3件（「アメル山の城塞群」（レバノン）、「サバスティーヤ」（パレスチナ）、「ボマ・バディンギロ移動景観」（南スーダン、自然遺産））が登録された。
「コモロの歴史的スルタン国家のメディナ」（コモロ）及び「サントメ・プリンシペのロサ（農園）：植民地時代の農業システムと強制移住」（サントメ・プリンシペ）及び上述の南スーダンの資産については、いずれも当該国で初の世界遺産一覧表記載となった。

（2）資産の保全状況に係る審査

- 147件（うち53件は危機遺産）が対象となり、主に以下の観点で要請等のあった資産について、議論がなされた。
 - ① 紛争に関わるもの（「ティール」（レバノン）など）
 - ② 開発に関わるもの（「ハンピの建造物群」（インド）、「ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会」（英国）など）
- 危機遺産登録が提案されていた「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（アルバニア／北マケドニア）について、是正措置実施に時間が必要であるとして3年の実施期間を確保する旨の修正案が提案され、危機遺産登録には至らなかった。
- 我が国の世界文化遺産のうち、「佐渡島の金山」「琉球王国のグスク及び関連遺産群」については、原案通り議決された。

（3）危機遺産一覧表の更新

- 「ティール」（レバノン）及び「古代都市「タウリカのヘルソネソス」とそのホーラ」（ウクライナ）については紛争により危機的状況にあるとして、「パラマリボの歴史街区」（スリナム）については不適切な開発が行われたとして、危機遺産一覧表に記載されることとなった。
- また、緊急登録された3件も規定により同時に危機遺産一覧表に記載された。

- 他方で、「ウィーン歴史地区」（オーストリア）については、法体制が充実し、新規開発事業の高さ制限も強化されたため状況が改善したとされ、危機遺産一覧表から解除された。
- この結果、危機遺産は５８件（文化遺産４３件、自然遺産１５件）となった。

（４）その他、注目される議題

- 環境及び気候変動に対するレジリエンスの構築と維持などを盛り込んだ「小島嶼開発途上国（SIDS）における世界遺産のための戦略 2026-2034」が採択された。
- 2025年にナイロビ（ケニア）で開催された真実性に関する会議の成果文書を『作業指針』に盛り込むことが検討され、本年９月にベトナムで開催予定のアジア・太平洋地域レベルの会議など各地域会合の結果を踏まえて議論を継続することとされた。また、関連して『アフリカにおける遺産の真実性：理論と実践（Heritage Authenticity in Theory and Practice in Africa）』の出版が報告された。

（５）サイドイベントについて

- 世界遺産委員会の昼休み又は一日の議事終了後に実施されるサイドイベントに関し、日本の団体が主催するものとして以下の２つが実施された。
 - ① 「海が繋ぐ信仰と交流の軌跡：日本の世界遺産から始まる国際共同研究の展開」（主催：「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、セインズベリー日本藝術研究所）
 - ② 「文化遺産国際協力コンソーシアムの役割と活動：遺産保護に関する専門家・研究機関をつなぐ分野横断型ネットワーク」（主催：文化遺産国際協力コンソーシアム）

（６）第４９回世界遺産委員会について

２０２７年６月２７日～７月７日にイスタンブール（トルコ）にて開催予定。

表 第 48 回ユネスコ世界遺産委員会（2026 年）における新規推薦及び拡張申請に係る勧告及び審議結果【8B】

* 色付きは勧告と決定が異なる資産

* * 決議番号順

凡例 【I】記載（Inscription）、【R】情報照会（Referral）、【D】記載延期（Deferral）、【N】不記載（Not to inscribe）、
 【OK】拡張承認（Approve an extension）、【NA】不承認（拡張）（Not to Approve）、【W】取下げ（Withdraw）

No	決議番号	締約国	資産名称 (日本語名は弊社仮訳)	種別	勧告	決定	備考
1	8B.2	南スーダン	ボマ・バディンギロ移動する景観 Boma-Badingilo Migratory Landscape	自然	I	I	緊急推薦、同国初の世界遺産、記載と同時に危機遺産リスト掲載
2	8B.4	コンゴ民主共和国	ガランバ国立公園 Garamba National Park	自然	I	I	評価基準を変更しての再推薦、記載と同時に危機遺産リスト掲載
3	8B.5	ヨルダン	アカバ海洋保護区 Aqaba Marine Reserve	自然	I	I	—
4	8B.6	サウジアラビア	サウジアラビア王国の紅海、アカバ湾のサンゴ礁：アカバ湾 Coral Reefs in the Gulf of Aqaba, Red Sea in the Kingdom of Saudi Arabia: Gulf of Aqaba	自然	R	R	—
5	8B.7	アラブ首長国連邦	ワディ・ウラヤ Wadi Wurayah	自然	D	I	
6	8B.8	韓国	ゲトボル、韓国の干潟 Getbol, Korean Tidal Flats	自然	OK	OK	開催国の推薦資産
7	8B.9	デンマーク	西リムフィヨルドの骨魚化石——始新世における進化と気候適応 The Bony Fish Fossils of the Western Limfjord – Evolution and Climate Adaptation in the Earliest Eocene	自然	I	I	—
8	8B.10	ロシア	トラタウ、クシュタウ、ユラクトウのバシキール・シハーン The Bashkir Shikhans of Toratau, Kushtau and Yuraktau	自然	R	R	—
9	8B.11	アメリカ	オキーフェノキー国立野生生物保護区 Okefenokee National Wildlife Refuge	自然	I	I	—
10	8B.12	ギリシャ	オリンポス山大地域 The wider area of Mount Olympus	複合	R/R	I	本委員会唯一の複合遺産
11	8B.3	パレスチナ	サバスティヤ Sebastia	文化	I	I	緊急推薦、記載と同時に危機遺産リスト掲載
12	8B.13	コモロ	コモロの歴史的スルタン国家のメディナ The Medinas of the Historic Sultanates of the Comoros	文化	I	I	同国初の世界遺産
13	8B.14	サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペのロサ（農園）：植民地時代の農業システムと強制移住 The Roças of Sao Tome and Principe: Colonial Agricultural System and Forced Migration	文化	R	I	同国初の世界遺産
14	8B.15	チュニジア	シディ・ブ・サイド村：地中海における文化的・精神的インスピレーションの地 →シディ・ブ・サイド村 Village of Sidi Bou Saïd	文化	I	I	資産名称変更
15	8B.16	中国	景德鎮の陶磁器産業遺産群 Jingdezhen Handicraft Porcelain Industry Sites	文化	I	I	—
16	8B.17	インド	古代仏教遺跡、ワーラーナシーのサルナート →サルナートの古代仏教遺跡 Ancient Buddhist Site of Sarnath	文化	I	I	資産名称変更
17	8B.18	イラン	アラムート城と関連要塞群（ACRF） Alamūt Castle and Related Fortifications (ACRF)	文化	I	I	—
18	8B.19	日本	飛鳥・藤原の宮都 Ancient Capitals of Asuka and Fujiwara	文化	I	I	—
19	8B.20	カザフスタン（委）	マンガスタウの岩窟モスク群及び関連する聖地群 Rock Mosques and Associated Sacred Sites of Mangystau	文化	I	I	構成資産 1 件除外の勧告が付されていたが、審議の結果、すべての構成資産で記載された。
20	8B.21	カザフスタン	シルクロード：フェルガナ-シルダリヤ回廊	文化	D	D	—

No.	決議番号	締約国	資産名称 (日本語名は弊社仮訳)	種別	勧告	決定	備考
		ン(委)／キルギス／タジキスタン／ウズベキスタン	Silk Roads: Fergana-Syrdarya corridor				
21	8B.22	モンゴル(委)	匈奴貴族の墓地群 The Cemetery Complexes of the Xiongnu Nobility	文化	I	I	—
22	8B.23	タイ	ナコーンシータンマラートのワット・プラ・マハタート・ウォラマハーウィハー Wat Phra Mahathat Woramahawihan, Nakhon Si Thammarat	文化	I	I	—
23	8B.24	ウズベキスタン	タシケントのモダニズム建築 中央アジアの近代性と伝統 Tashkent Modernist Architecture. Modernity and Tradition in Central Asia	文化	I	I	構成資産1件の除外勧告、審議の結果すべての構成資産で記載
24	8B.25	フィンランド	アアルトの作品群 Aalto Works	文化	I	I	—
25	8B.26	フランス	1944年ノルマンディー上陸作戦の海岸 Beaches of the D-Day Landings, Normandy, 1944	文化	I	I	記憶の場（2018年1月23日に推薦書が提出された推薦資産）
26	8B.27	フランス	13世紀、14世紀のカルカッソヌ領主領の要塞群 →ラングドックのカペー王朝の要塞群 The Royal Capetian Fortresses of Languedoc	文化	I	I	資産名称変更
27	8B.28	イタリア	中央イタリアの18世紀、19世紀イタリア式コンドミニオ劇場のシステム The system of Italian-style <i>condominio</i> theatres of the 18th and 19th centuries in Central Italy	文化	I	I	勧告通り構成資産8件を除外して記載
28	8B.29	ポルトガル	国境地帯（ライア）の要塞群 Bulwarked Fortresses of the Raia	文化	D	D	—
29	8B.30	スペイン	リベイラ・サクラの水景 Ribeira Sacra Waterscape	文化	N	R	—
30	8B.32	ドイツ	【拡張】ベルリンの近代集合住宅群 Berlin Modernism Housing Estates	文化	OK	OK	2008年に記載された資産に構成資産1件を追加した資産
31	8B.33	ポーランド(委)	グディニアのモダニズム都市中心部 Gdynia Modernist City Centre	文化	R	I	2025年第47回世界遺産委員会で情報照会決議
32	8B.34	ブラジル	アマゾニア劇場群 Amazonia Theaters	文化	I	I	構成資産1件を除外、名称変更勧告が付されていたが、審議の結果、すべての構成資産で、元々の名称で記載
33	8B.52	レバノン(委)	【緊急推薦】 アメル山の城塞群 Mount Amel Castles	文化	勧告なし	I	2026年6月23日受領に情報が提供され、時間的理由により諮問機関の勧告が付されなかった資産 緊急推薦、記載と同時に危機遺産リスト掲載
34	8B.31	トルコ(委)	【直前取り下げ】 ゼルゼヴァン城とミトラ神殿 Zerzevan Castle and Mithraeum	文化	N	W	—
35	-	メキシコ	【取り下げ】 パツクアロ、人文主義の記憶と文化的融合の地 Pátzcuaro, Site of Humanistic Memory and Cultural Confluence	文化	W	-	—
36	-	エチオピア	【取り下げ】 タナ湖の湖上島修道院群と周辺湿地帯の自然・文化遺産 Lake Tana Island Monasteries and its Adjacent Wetland Natural and Cultural Heritage	複合	W	-	記載されれば同国初の複合遺産であった

「飛鳥・藤原の宮都」に係る世界遺産委員会決議の概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「飛鳥・藤原の宮都」を、評価基準(ii)及び(iii)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
ii	中国大陸や朝鮮半島との交流と仏教伝来を示し、後代にも大きな文化的影響を与えた。
iii	中央集権体制を基盤とした東アジアの古代宮都の形成過程を、飛鳥宮、藤原宮等の立地・レイアウト・関係性・構成の変遷から示す重要な物証である。

(2) 勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 大和三山の藤原京の場所選択における重要性が、インタープリテーション計画において認識され、重要な視覚軸が視界範囲分析と遺産影響評価によって守られることを確実にすること、
 - b) キトラ古墳（資産 018）及び高松塚古墳（資産 019）より取り外された重要な壁画の保存及び原位置復帰に関する科学研究を継続すること、
 - c) 藤原宮跡（資産 013）の史跡指定のできるだけ早い完遂のために、必要な協議プロセスを継続すること、
 - d) シリアル資産全体の具体的なリスクへの備え及び危機対応戦略を策定し、管理システムを通じて実行すること、
 - e) 近傍の交通がその保存に影響を与え得る資産について、振動を監視すること、
 - f) すでにあるインタープリテーション戦略を基に、実施方針・計画をさらに改善し実行すること、
 - g) 地元住民及び社寺の利用者の権利が、どのように管理計画に効果的に組み込まれるのか明確にすること。